最終更新日：2021年6月29日
株式会社C＆Fロジホールディングス
代表取締役 社長執行役員　綾　宏將
問合せ先：03-5291-8100
証券コード：9099
https://www.cflogi.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、一般社会及び投資家の信頼を維持・獲得するため、企業倫理の重要性を認識し、企業経営におけるチェック体制の明確化と牽制機能の強化を図るとともに、より透明で公平・公正・迅速な企業情報の開示に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。
コーポレート・ガバナンス体制においては、その有効性を発揮するため監査等委員会設置会社を採用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2④】(議決権の電子行使・招集通知の英訳)
当社は、2021年6月の株主総会から、インターネットによる議決権行使を採用しておりますが、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は実施しておりません。今後の株主構成の推移を見ながら、その採用を判断いたします。

【原則2－6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)
当社グループの主要事業会社である株式会社ヒューテックノオリンでは、退職金制度の一部に確定給付企業年金を設けております。その年金資産の管理及び運用に関しては、全て専門機関である資産運用会社に委託しております。運用に当たる適切な資質を持った人材の登用・配置は行っておりませんが、資産運用会社による運用実績等を適切にモニタリングするべく、人事部・労務部が業務を担当しております。

【補充原則3－1②】(英語での情報の開示)
当社は海外投資家への情報開示の重要性を鑑み、決算説明会資料を英訳し、ホームページに掲載しておりますが、引き続き、海外投資家等の比率等を勘案し、招集通知の英訳等を進めてまいります。

【補充原則4－1③】(ＣＥＯの後継者育成)
指名委員会にて、最高経営責任者等の後継者の選定の方針として、能力・人格・品格・見識を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することを確認しておりますが、具体的な育成計画の策定などについては十分といえないため、今後、検討してまいります。

【原則5－2】(経営戦略や経営計画の策定・公表)
当社ホームページにある「中期経営計画(第二次)に関するお知らせ」及び「第二次中期経営計画」の資料において、経営資源の配分等について説明しております。なお、具体的な資本効率等に関する目標の設定は不十分であるため、今後、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】(政策保有株式)
当社は、中長期的な企業価値の向上を図るため、投資先企業の関係強化の目的や事業における協力関係を考慮した上で株式を保有しております。個別の政策保有株式について、毎年取締役会にて保有目的、経済合理性ならびに、企業価値向上の効果、財務戦略など様々な事情を考慮したうえで保有の適否の検証を行います。当事業年度においては、2021年3月31日開催の取締役会において、取引関連利益、受取配当金、評価差額を検証するとともに、グループが展開する事業との関係性や今後の事業拡大における新たな商機等を中長期的な視点で検証し、総合的に保有の継続について判断しております。保有意義が乏しいと判断した株式については、市場への影響等に配慮しつつ、今後縮減を図ります。
政策保有株式に関する議決権行使の考え方としては、当社及び投資先企業の中長期的な価値向上の観点から、全ての保有株式について議決権を行使いたします。議決権行使については、保有目的、当該会社の経営・財務状況を勘案し、議案ごとの賛否を総合的に判断いたします。

【原則1－7】(関連当事者間の取引)
当社は、役員ならびに主要株主との取引に関しては、会社及び株主共同の利益を害することのないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明らかな場合を除き、複数の社外役員を含む取締役会において審議した上での承認事項としております。また、会社法、財務諸表等規則で定める「関連当事者との取引」に該当する場合は、有価証券報告書に記載しております。なお、同報告書の作成は取締役会への決議事項としております。

【原則3－1】(情報開示の充実)
(ⅰ)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社ホームページにある「中期経営計画(第二次)に関するお知らせ」において、当社グループの目指す姿を定めております。
(ⅱ)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と 基本方針
本報告書の「1.1基本的な考え方(1)」に記載しております。
(ⅲ)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。各取締役の報酬額はその妥当性等について、報酬委員会での検討を経た上で、その審議を踏まえて取締役会で決定することとしております。取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び業績連動型株式報酬で構成し、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役)については固定報酬としております。
(ⅳ)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社は任意の諮問機関として指名委員会を設置しております。当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、指名委員会がその適性等について検討した上で、その審議を踏まえて取締役会で決定いたします。なお、監査等委員である取締役については、監査等委員会の同意を得て指名しております。経営陣幹部に不正または重大な法令もしくは定款違反等があり、客観的に解任が相

当と判断される場合には、指名委員会が検討し、取締役会で十分な審議の上、解任を決定いたします。
(ⅴ)取締役会が上記(ⅳ)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の各候補者の選解任の理由は、定時株主総会招集ご通知の参考書類に記載いたします。

【補充原則4－1①】(委任の範囲)
当社の取締役会は、迅速な意思決定を図り、当社を取り巻く経営環境の変化に対応できる、より機動性の高い業務執行体制を構築するため、法令上取締役会による決定すべき事項とされている事項以外の業務執行の決定権限を執行役員等が構成員とする執行役員会に移譲することを決議しております。

【原則4－9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4－11①】(取締役会の多様性、規模に関する考え)
取締役会は、監査等委員でない取締役7名及び監査等委員である取締役4名で構成し、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人数で構成することとしております。また、取締役候補者の選定に当たっては、客観性及び透明性を高めるため、任意の諮問機関である指名委員会で検討した上で、取締役会がその多様性及び専門性の確保の観点に十分配慮して決定しております。

【補充原則4－11②】(取締役・監査役の兼任状況)
取締役の兼任状況については、毎年、定時株主総会招集通知の事業報告及び参考書類において開示しております。

【補充原則4－11③】(取締役会の実効性評価)
取締役会は、取締役会の実効性の分析・評価を行うにあたり、2020年度は取締役会の運営状況等に関するアンケート調査を、監査等委員を含む、取締役全員を対象に実施し、得られたアンケート結果を基に取締役会において議論を行いました。なお、アンケートの実施・集計においては外部機関に委託しております。その結果、取締役会の実効性が概ね確保されていることを確認いたしました。一方、取締役会資料の事前配布の徹底や、監査等委員を含む、取締役全員に対するトレーニングの強化、任意の報酬委員会・指名委員会での更なる充実といった点などが課題として挙げられ、取締役会審議の更なる活性化に向け、引き続き、活発な議論を促進するための環境整備に取り組むべき点を確認いたしました。

【補充原則4－14②】(トレーニングの方針開示)
当社は、取締役がその役割及び機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役の職務執行を支援しております。また、必要に応じてe-ラーニングや外部講師を招き、コンプライアンスやコーポレート・ガバナンスについて講習を行うことで、その役割及び責務を果たすために必要となる知識の習得を支援しております。
加えて、社外取締役には当社グループの企業理念、経営方針、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時に、これらに関する情報提供を行っており、就任後も継続的に、これらに関する情報提供を行っております。また、取締役は業務上必要と認められる場合、弁護士やコンサルタント等外部の専門家を活用し検討を行うべきと考えており、費用負担については会社に請求できる体制となっております。

【原則5－1】(株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めております。
(ⅰ)IR体制
経営企画・管理担当 代表取締役専務執行役員を責任者に、広報IR部と経営企画部が連携をしながらIR活動を推進しております。また、開示資料の作成等にあたっては、財務経理部・営業本部など社内関連部署の協力を得ております。
(ⅱ)対話の方法
株主・投資家とのコミュニケーションの機会として、株主総会をはじめ半年毎の決算説明会、四半期決算毎の個別ミーティングなどを開催し、当社の経営状況や事業活動ならびに中期経営計画の進捗状況などについての説明を行っております。なお、株主・投資家との対話に際しては「フェア・ディスクロージャー・ルール」の趣旨・意義を尊重し、積極的かつ公正なIR活動を行うとともに、インサイダー情報の漏洩防止を徹底し、「重要情報の管理及び株券等の内部者取引防止に関する規程」を定めインサイダー情報の管理を徹底しております。
(ⅲ)社内へのフィードバック
IR活動を通じて得られた株主・投資家からの主な意見や経営課題については、経営幹部や取締役会等に対し適切に報告し、経営の改善に役立てております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
マルハニチロ株式会社	2,018,400	8.02
協同乳業株式会社	1,491,900	5.93
農林中央金庫	1,243,800	4.94
共栄火災海上保険株式会社	1,231,055	4.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,224,600	4.86
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,076,733	4.28
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,032,500	4.10
C＆Fロジホールディングス従業員持株会	849,927	3.37
JA三井リース株式会社	746,816	2.96
C＆Fロジホールディングス取引先持株会	739,740	2.94

支配株主(親会社を除く)の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明 更新

(注) 1.大株主の状況の割合は、自己株式535,476株を除いております。
2.上記の自己株式には、業績連動型株式報酬制度の為に設定した、三井住友信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)が所有する当社株式121,000株は含まれておりません。
3..大株主の状況の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4.上記大株主の状況は、2021年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小澤　渉	他の会社の出身者							△				
水谷　彰宏	他の会社の出身者							△				
杉田　健一	他の会社の出身者							△	△			
髙木　伸行	他の会社の出身者											
舘　充保	弁護士											
鳥羽　史郎	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小澤　渉		○	2007年６月まで主要株主（共栄火災海上保険株式会社）に在籍しておりましたが、同社の取締役退任後10年以上が経過しております。	損害保険会社での経営者としての豊富な経験と高い見識を備えており、また、当社社外取締役としての経験と知識から、取締役会において経営全般に対する監督と有効な助言を行っております。今後も社外取締役として、これらの経験と知見を当社グループが目指す経営計画の実現に活かしていただき、また、取締会の意思決定機能及び監督機能の強化に寄与していただけるものと判断したためであります。

水谷　彰宏		○	2015年6月まで主要株主（名糖産業株式会社）の取締役会長を務めておりましたが、同社の取締役退任後6年が経過しております。	長年にわたる食品メーカーの経営者としての豊富な経験と高い見識を備えており、物流改善に対するアドバイスなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため提言を行っております。今後も社外取締役として、これらの経験と知見を当社グループが目指す経営計画の実現に活かしていただき、また、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に寄与していただけるものと判断したためであります。
杉田　健一	○		2017年6月まで当社の取引先兼主要株主（農林中央金庫）に在籍しておりましたが、同庫を退職後4年経過しております。	長年にわたる金融機関での経験と豊富な知見を有しており、中立的及び客観的な立場から、業務執行に対する意思決定及び監督における適切な役割を果たすとともに、主力事業会社の監査役を務め、当社グループのガバナンス強化に寄与しております。これらのことから、今後も当社グループの経営における健全性、透明性及びコンプライアンス向上に貢献していただけるものと判断したためであります。
髙木　伸行	○	○	―――	証券会社及び他社における社外役員としての豊富な職務経験から上場会社の関係法令に関する専門的知識を有しており、また、大学講師の経験で培った幅広い知見から、中立的及び客観的な立場で、業務執行に対する意思決定及び監督における適切な役割を果たしております。今後も、さまざまな分野で培った見識から、当社グループの経営における健全性、透明性及びコンプライアンス向上に貢献していただけるものと判断したためであります。
舘　充保	○	○	―――	弁護士としての専門的と経験から企業法務における十分な識見を有しており、中立的及び客観的な立場から、業務執行に対する意思決定及び監督における適切役割を果たしております。今後も、法令に関する専門的知識から、当社グループの経営における健全性、透明性及びコンプライアンス向上に貢献していただけるものと判断したためであります。
鳥羽　史郎	○	○	―――	公認会計士及び他社における役員としての豊富な職務経験から幅広い知見を有しており、中立的及び客観的な立場から、業務執行に対する意思決定及び監督における適切な役割を果たしております。今後も、会計に関する専門的知識から、当社グループの経営における健全性、透明性及びコンプライアンス向上に貢献していただけるものと判断したためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人として、常勤監査等委員を1名設置し、その補佐を監査等委員事務局が担うこととしております。当該取締役及び使用人の独立性を確保するため、当該取締役及び監査等委員事務局の任命・異動・懲戒等の人事権に係る事項の決定にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携をとっております。内部統制部門及び監査室は、監査等委員会と役割調整を図りながら、各業務担当部門及び子会社に対して内部監査を定期的に実施し、監査結果、改善事項等を報告する体制となっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	8	2	2	6	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	8	2	2	6	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名委員会、報酬委員会の設置
　当社は取締役の選任プロセスの透明性ならびに客観性を確保し、代表取締役に人事権が集中することへの回避を目的とする任意の「指名委員会」と、当社の役員報酬の決定プロセスの透明性及び客観性の確保ならびに役員報酬体系の基本方針の決定と妥当性の確保等を目的とする任意の「報酬委員会」を設置しております。なお、その構成は社外役員が過半数を占めており、両委員会ともに委員長は社外取締役が務めております。なお、任期は原則1事業年度（役員退任時は本委員も退任する）と定めております。
また、2020年度において、指名委員会は2回、報酬委員会は3回開催しており、2020年度の指名委員会の活動として、取締役候補者の選任、グループ子会社の役員体制などの活発な議論を実施し、取締役会に答申いたしました。2020年度の報酬委員会の活動として、第二次中期経営計画の進捗を踏まえた業績連動報酬及び業績連動報酬型株式報酬の妥当性の議論を実施し、取締役会に答申いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役6名中5名を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

2020年6月25日開催の第5回定時株主総会にて、業績連動型株式報酬制度の導入を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額、監査役の年間報酬総額及び社外監査役の年間報酬総額を開示しております。
直前事業年度におけるに対する役員報酬は、以下のとおりであります。
・取締役（監査等委員を除く）の年間報酬総額 218百万円（うち社外取締役 12百万円）
　報酬等の種類別の総額：基本報酬164百万円（うち社外取締役 12百万円）

:業績連動報酬等33百万円
:非金銭報酬等20百万円
・取締役（監査等委員）の年間報酬総額 32百万円（うち社外取締役 32百万円）
:基本報酬32百万円（うち社外取締役 32百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

「株主総会招集ご通知」の事業報告にある、「取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」、「取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」及び「取締役の個人別報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項」に記載のとおりであります。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、日常業務の事務的支援は総務部及び監査等委員会事務局が中心となって担っているほか、必要に応じて関係部署に協力を要請できる体制となっております。取締役会等の重要な議案について必要に応じ、事前説明や補足資料の提供を行うなどのサポート体制を確保しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）取締役会
当社の取締役会は、取締役11名(内、監査等委員である取締役4名)で構成されております。社外取締役は6名選任しており、そのうち監査等委である取締役は4名全員が社外取締役であります。取締役会は原則月1回以上の開催とし、最高意思決定機関として法令、定款に定める事項及びその他重要事項の決定を行っております。取締役会は男性10名、女性1名で運営されております。

（2）執行役員会
当社の取締役会は、迅速な意思決定を図り、当社を取り巻く経営環境の変化に対応できる、より機動性の高い業務執行体制を構築するため、法令上取締役会による決定すべき事項とされている事項以外の業務執行の決定権限を執行役員等が構成員とする執行役員会に移譲しております。

（3）監査等委員会
当社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役4名（男性3名、女性1名）で構成しており、独立した立場から経験・識見等を活かした経営全般に対する監査・監督を行います。監査等委員会は、常勤監査等委員が経営会議等経営に関わる重要案件の審議や決定が行われる会議に全て出席し、日常業務における稟議書、諸報告書も閲覧することで、取締役の職務執行の全般にわたり十分な監視が出来る体制をとっております。加えて、監査等委員会事務局と各部署との間で協力体制を構築し、監査に必要な調査や情報収集等を行うなど、監査等委員の指示の実効性を確保しております。

（4）指名委員会、報酬委員会の設置
当社は取締役の選任プロセスの透明性ならびに客観性を確保し、代表取締役に人事権が集中することへの回避を目的とする任意の「指名委員会」と、当社の役員報酬の決定プロセスの透明性及び客観性の確保ならびに役員報酬体系の基本方針の決定と妥当性の確保等を目的とする任意の「報酬委員会」を設置しております。なお、その構成は透明性を確保するため、社外取締役が過半数を占めており、両委員会とも委員長は社外取締役が務めております。

（5）会計監査人
当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した公正な立場から会計に関する監査及び財務報告に係る内部統制の監査を受けております。

（6）内部監査について
当社の 内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は当社及びグループ各社の監査を実施し、
業務の適正な執行に関わる健全性の維持に努めています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンス体制において、その有効性を発揮するため2019年6月26日開催の第4回定時株主総会を経て監査等委員会設置会社を採用しております。取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより監査・監督の実効性を向上させ、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことで社外取締役の比率を高め、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、重要な業務執行の決定の全部又は一部の取締役への委任を通じて取締役会における迅速な意思決定を実現することができるものであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう株主総会招集通知の法定期限より可能な限り早期に発送いたしました。また、招集通知を発送するまでの間に当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトにおいて早期開示を実施しております。
その他	株主総会のビジュアル化を実施しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算期末及び第2四半期決算の公表後に定期的に開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算（四半期決算含む）短信、決算説明会資料、決算以外の開示書類、株主総会招集通知、有価証券報告書（四半期報告書含む）、株主メモ、株主優待情報、株価情報等を掲載いたします。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報IR部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	完全子会社である名糖運輸株式会社及び株式会社ヒューテックノオリンにおいて、以下のとおりＣＳＲ活動や社会・環境問題への自主的な取組みを行っております。 〈名糖運輸株式会社〉 1．自然や社会の変化に素早く対応するため、環境マネジメントシステムの継続的改善を推進　し、汚染の予防に努めております。 2．関連する環境の法的要求事項と経営方針に定めた環境関連事項を遵守しております。 （排出ガスの抑制、燃料の消費削減、地域社会との共生、緑化・美化運動推進等） 3．全部署で仕事の仕組みを見直し、使用エネルギーの低減を図っております。 4．太陽光発電システムを関西物流センター屋上に設置し、省エネルギーを実現しております。 〈株式会社ヒューテックノオリン〉 1．冷蔵倉庫設備の冷媒として二酸化炭素排出抑制効果のある設備の導入により、環境省から「省エネ型自然冷媒機器普及促進事業」の認定を受けております。 2．複合センター（在庫型と通過型を一拠点に集約）の建設により、国土交通省から「特定流通業務施設での総合効率化事業」の認定を受けております。2012年6月には、東北運輸局より、環境保全に資する物流の効率化の促進に寄与したとして表彰を受けております。 3．車両については、全車両にデジタルタコグラフを装着し、安全走行はもとより燃費改善による省エネ効果を実現しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

1．基本方針

当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）は業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・増大につなげ、社会的信用の確保と食品物流機能と品質の更なる拡充による業績向上を図ることを目的に、内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要な課題と考えております。当社グループは、全役職員及び当社グループの事業所に駐在し勤務する者を対象に、以下の基本方針を柱に、内部統制システムの構築を図ってまいります。

（1）取締役ならびに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、「取締役会規程」に基づき、毎月定期的に取締役会を開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しております。

②当社は、当社グループの全役職員が遵守すべき行動の規範として「倫理行動規範」を定め周知徹底を図っております。

③当社は、当社グループの役職員等が社内において法令・規程等に違反する行為、または行われようとしている場合、それに気づいた者は内部通報委員会事務局に通報する「内部通報制度」を構築しております。また、内部通報の内容は速やかに監査等委員会に報告する体制を構築しております。

④当社は、業務執行部門から独立した監査室による当社グループの内部監査を実施し、法令・内部規程の遵守状況をチェックする「内部監査制度」を構築しております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社は、法令や社内規程に基づき、取締役会議事録をはじめとする重要な会議の議事録や稟議書等の文書等の保存を行っております。

②電磁的記録につきましては、「情報セキュリティーポリシー」を制定し取り扱いのガイドラインを明確にしております。

③取締役が、これらの情報を閲覧できる体制を構築しております。

（3）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針を決定するとともに、グループ各部署のリスク管理体制を評価し、必要な改善を行っております。

②各部署の事業運営に付随する各種のリスクを把握・評価し、リスクの回避・軽減に関する諸規程を整備しております。

③当社または子会社において重大なリスクが発生し、もしくは発生しそうな場合、社長を本部長とした「緊急対策本部」がその対策にあたるものとしております。

④子会社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社取締役は、これを当社取締役及び監査等委員会に報告するものとしております。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するために、取締役会を毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況の監督等を行っております。

②稟議決裁規程に定める職務権限表に則り、グループ各社の重要な稟議事項は当社で決裁いたします。なお、取締役会決議事項以外の事案については、経営会議において決定しております。

（5）当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

①当社グループの経営状態については定期的に開催する「業績報告会」において、グループ各社から報告を受けることとしております。

②当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるように指導しております。

③当社は、コンプライアンス、運輸安全等に対する教育をグループ各社にて行っております。

④当社監査室が各部署及び子会社各社の業務監査を実施し、その状況及び結果については重要度に応じ当社取締役会等に報告するものとし、これを受けて当社は子会社各社の職務執行の方法につき指導及び支援を行っております。

（6）監査等委員会の職務を補助する使用人及びその独立性と指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員である取締役の業務補助のために必要に応じて監査等委員会事務局を設置いたします。当該補助員の人事については、都度、取締役（監査等委員であるものを除く。）と監査等委員である取締役が協議することといたします。

②監査等委員会事務局の独立性を確保するため、当該監査等委員会事務局スタッフの任命、異動等人事にかかわる事項については監査等委員会の事前の同意を得るものとし、人事考課についても監査等委員会が行います。

（7）監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社グループの取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれがある事実があることを発見したときは、速やかに当社監査等委員会である取締役に報告しなければなりません。また、報告者に対し、不利益な取り扱いをすることを禁止しております。

②監査等委員である取締役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることとしております。

③監査等委員である取締役は、各種稟議書やその他業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人から説明を求めることとしております。

④内部通報があった場合には、「内部通報制度」に基づき、速やかに監査等委員会へ報告することとしております。

（8）監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会は、独立した立場での監査活動を確保するため、必要に応じ、弁護士等外部の専門家を利用することができ、その費用は会社に請求することができるものとします。

（9）反社会的勢力排除に向けた体制

①市民社会の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求事案等の発生時は、総務部を対応総括部署とし、情報を一元的に管理・蓄積し、弁護士、所轄警察署等関連機関と連携し、毅然とした態度で対応いたします。

②事案の発生を防止するため、定期的な研修活動の実施、対応マニュアルの整備を進め、平素から所轄警察署との情報交換を行い、密接な関係を構築いたします。

③日常の商行為の中で取り交わされる契約書及び取引約款等の条文中に、反社会的勢力排除に関する記述を必ず盛り込むことといたします。

⑽ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適正な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、別に定める「財務報告に係る内部統制評価の実施基準」に基づき、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行います。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

⑴ 当社グループは、企業としての社会的責任を果たすため、反社会的勢力の情報を積極的に収集し、反社会的勢力に対しては、正常な取引を含めた一切の関係を遮断し、これらによる資金要求などについても拒絶することといたします。なお、これらにつきましては「内部統制システム基本方針」に宣言しております。
⑵ 当社グループにおける対応部門としては、総務部とし、反社会的勢力排除に向けた取組みを行います。
⑶ 反社会的勢力排除のための情報収集や対応策の検討につきましては、弁護士、所轄警察署等関連機関、その他外部の専門機関との連携により、随時進めております。
⑷ 日常の商行為の中で取り交わされる契約書及び取引約款等の条文中に、反社会的勢力排除に関する記述を盛り込むことといたします。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、内部統制システムの整備、運用状況についてモニタリングを実施しており、その結果に基づき改善を進めております。コーポレート･ガバナンス体制について下記のとおりでございます。

コーポレートガバナンス体制

